

申請した事項の変更等の届出

申請書データ受付期間（平成30年12月3日（月）～平成31年1月15日（火））の後に申請書データの内容変更が生じた場合は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」（以下「変更届」という。）にそれぞれ必要な書類を添付し、北海道開発局事業振興部工事管理課企画係△速やかに提出してください。

下表の変更届欄の『○』は届出要、『×』は届出不要となっています。また、添付書類欄の『○』は提出要、『△』はいずれかを提出、『その他』は記載書類を別途提出してください。また、下表以外の事項については、変更届の提出は不要です。

【提出方法等】

- ◆定期受付の申請に関する変更届は、**郵送方式に限り**ます。なお、封筒には朱書きで「参加資格審査申請書変更届在中」とお書きください。
- ◆受付印を押印された変更届控え（写し）の郵送を希望される場合は、変更届控え（写し）及び返信用封筒（返信に足りる切手を貼付したもの）を同封してください。※料金不足であっても当方では支払い致しかねますので、必ず料金不足にならないようお願いいたします。

変更した内容 （変更事項）	測量等 建設工事 業務又は 別	変更届	添付書類（※添付書類は全て写し）				備考 ※インターネット一元受付手引きを参照									
			証 明 書 事 項	の 許 可 証 明 書 登 録 等	の 許 可 更 届 登 録 等	そ の 他										
① 代表者等の変更 役職名及び代表者氏名の変更 本社（本店）の変更 商号又は名称・住所・郵便番号 電話番号・FAX番号の変更	(工事) (業務)	○	△		△											
							(工事) (業務)	○	△	△						
												(工事) (業務)	○		○	業務は変更届のみ
② 経常JVに係る変更 経常JVの名称の変更 各構成員の商号・代表者・住所等の変更	(工事)	○				共同企業体基本協定書第9条に基づく決議書										
							(工事)	×	/	/	/					
③ 希望工事（業種）区分の追加・辞退	(工事) (業務)	×	/	/	/		申請中の変更はできません。 希望工事（業種）区分の変更は、資格決定後に行ってください。									
④ 希望部局の追加・辞退	(工事) (業務)	×	/	/	/		申請中の変更はできません。 工事（業種）区分の希望部局の変更は、資格決定後に行ってください。									
⑤ 希望工種分類の追加・辞退	(工事)	×	/	/	/		申請中の変更はできません。 希望工種分類の変更は、資格決定後に行ってください。									

変更した内容 (変更事項)	建設工事 等業務又は 別	変更 届	添付書類 (※添付書類は全て写し)				備考 ※インターネット一元受付手引きを参照
			証 明 書	登 記 事 項	の 許 可 証 明 書	の 許 可 更 届 出 書	
⑥ 資本・人的関係の変更							<ul style="list-style-type: none"> 資本関係・役員の兼任に関する事項に変更があった場合は、工事は申請データ(業態調書6)、業務は申請データ(業態調書・共通)、国土交通省退職者の再就職状況に関する事項に変更があった場合は、申請データ(業態調書7)をそれぞれ印刷し、変更事項を朱書きで追記又は抹消したものを提出してください。
資本関係に関する事項	(工事)	○				変更事項を朱書きで追記・抹消したもの	
役員に関する事項	(業務)	○					
国土交通省退職者の再就職状況に関する事項	(工事)	○					
⑦ 営業所の変更							<ul style="list-style-type: none"> 営業所の変更は、次の条件に当てはまる場合のみ提出してください。 ＜変更条件＞ ①工事の場合 経営事項審査を受けた建設業許可業種を有している北海道内に所在する営業所 ②業務の場合 常時契約を締結する営業所 指名通知書の送付先の変更は、上記の変更条件を満たしている営業所のみ対象となります。 FAX番号の変更は、添付書類不要です。
名称・住所・郵便番号	(工事)	○	△		△		
電話番号・FAX番号	(工事)	○			○	業務は変更届のみ	
追加・廃止	(工事)	○	△		△		
指名通知書の送付先	(工事)	○					
⑧ 建設業許可等の状況							<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可の増減に伴う変更届の提出は、経営事項審査を受けた場合のみ対象となります。
建設業許可の更新	(工事)	×	/	/	/		
種類の増減(本店又は営業所)	(工事)	○		△	△	増の場合、「総合評定値通知書」を提出	
一般⇔特定、知事⇔大臣	(工事)	○		△	△		
⑨ 登録を受けている事業の状況							
登録事業の更新	(業務)	×	/	/	/		
登録事業の増減	(業務)	○		○			
⑩ コンサルタント登録・希望の状況							<ul style="list-style-type: none"> 登録部門に増減がある場合は、「コンサルタント登録(○○部門)の通知について」「コンサルタント登録(○○部門)の削除の通知について」の写しを提出してください。 希望業務区分は、申請中の変更はできません。
登録部門の更新	(業務)	×	/	/	/		
登録部門の増減	(業務)	○		○			
希望業務区分の増減	(業務)	—					